



ひと、暮らし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年9月1日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 井上一英

室長補佐 田中 明

TEL : 025-288-3504

新潟県最低賃金は、10月1日から時間額859円になります。

現行最低賃金額から28円の引上げ

新潟労働局(局長 いわせ しんや 岩瀬 信也)は、令和3年度新潟県最低賃金(地域別最低賃金)について、下記のとおり、現行最低賃金(時間額831円)を28円(3.37%)引き上げて859円とすることを本日の官報に公示しました。

これにより、改正後の新潟県最低賃金(時間額859円)は、本年10月1日から適用されます。

記

- 1 新潟県最低賃金の改正については、本年8月5日、新潟地方最低賃金審議会(会長 ながい まさと 永井 雅人)から新潟労働局長に対し、現行の時間額を28円引き上げて859円とする旨の答申が行われ、その後、新潟労働局長は、8月23日、同審議会に対し改正意見に対する異議申出があったことから諮問したところ、同審議会は、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、「本年8月5日付答申どおり決定することが適当である」との答申が行われました。

これを受け、新潟労働局長は、新潟県最低賃金を現行の時間額から28円(3.37%)引き上げ、時間額859円に改正することを決定し、官報公示しました。

効力発生日は本年10月1日からとなり、新潟労働局では、今後、関係機関の協力の下、市町村広報誌等への掲載やポスターの掲示等を通じて、改正された新潟県最低賃金及び中小企業・小規模事業者に対する支援事業の周知を図ってまいります。

【改正額】

時間額	859円(現行831円)
引上額	28円
引上率	3.37%

〔最低賃金について〕

新潟県最低賃金は、新潟県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

どのような雇用形態（臨時採用、アルバイト、歩合給）でも、最低賃金法によって、最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。

ただし、次に掲げる賃金は算入の対象になりません。

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）

精皆勤手当、通勤手当、家族手当

なお、時間外労働（早出・残業）、深夜労働（22～5時）、休日労働（週1日の法定休日）には、それぞれ所定の割増賃金の支払いが必要です。

月給制の場合（上記以外の月ぎめ手当を含む）には、『(月給額×12か月)÷年間総所定労働時間
最低賃金額』の計算式によって比較した最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。

派遣労働者については派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。